

平成15年9月26日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀	12 番	岩 吉	泰 彦
2 番	伊 東	茂	13 番	井 手	常 道
3 番	福 井	正	14 番	青 木	幸 平
4 番	水 頭	喜 弘	15 番	中 村	清
5 番	橋 爪	敏	16 番	谷 口	良 隆
6 番	山 口	瑞 枝	17 番	中 島	邦 保
7 番	中 村	雄一郎	18 番	吉 田	正 明
8 番	橋 川	宏 彰	19 番	谷 川	清 太
9 番	森 田	峰 敏	20 番	松 尾	征 子
10 番	北 原	慎 也	21 番	中 西	裕 司
11 番	寺 山	富 子	22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	坂 本	博 昭
局 長 補 佐	坂 本	芳 正
管 理 係 長	迎	英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	矢	野		正
産業部	長	山	口	賢	治
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	山	本	克	樹
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		正	宝	典	子
税務課	長	西	本	勝	次
福祉事務所長兼 老人福祉センター所長		峰	松	光	夫
保険健康課	長	平	尾	弘	義
農林水産課	長	中	橋	孝	司郎
商工観光課	長	北	御門	敏	則
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
水道課	長	井	手	讓	二
会計課	長	森		久	幸
教育	長	小	野原	利	幸
教育次長兼庶務課長		北	村	和	博
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
同和対策課長兼 生涯学習課参事		田	中	義	明
農業委員会事務局長兼 農林水産課参事		武	藤	竹	美
監査委員		江	口		徹

平成15年9月26日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）
- 日程第2 議案第56号 鹿島市教育委員会委員の任命について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第50号 平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第51号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第52号 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第53号 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 平成14年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
議案第55号 平成14年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
（総括質疑、決算審査特別委員会付託）
- 日程第5 閉会中継続調査申出
- 日程第6 意見書第6号 佐賀商工共済協同組合破綻による被害者の救済を求める意見書（案）（質疑、討論、採決）

午前10時47分 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

○議会事務局長（坂本博昭君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

次に、平成14年度主要施策の成果説明書については、お手元に配付の正誤表のとおり訂正

をしたい旨、市長から議長あてに申し出がありましたので、そのように訂正をしてくださるようお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由の説明）

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第56号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日追加提案いたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、提案理由の要旨を御説明いたします。

議案第56号 鹿島市教育委員会委員の任命について申し上げます。

現委員、重富峻氏の任期が、平成15年9月30日をもって満了いたしますが、引き続き重富氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

日程第2 議案第56号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2．議案第56号 鹿島市教育委員会委員の任命についての審議に入ります。

お諮りいたします。議案第56号は会議規則36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって議案第56号は委員会付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第56号 鹿島市教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって議案第56号は、これに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

○助役（出村素明君）

それでは、私の方からただいま任命について同意をいただきました教育委員の重富峻氏を紹介いたします。

○教育委員（重富 峻君）

おはようございます。重富でございます。先ほどは、教育委員再任に御同意いただきまして、まことにありがとうございます。教育委員としての責任をまた改めて感じているところでございます。1期目は前任委員さんの在任期間として1年間、それから2期目4年間務めさせていただきました。過去5年間の経験といえはおかしいですけど、そういうものを踏まえまして、第3期目、誠心誠意頑張っていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

日程第3 議案第45号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定についての審議に入ります。

去る9月17日の本会議において、決算審査特別委員会を設置し、これに付託されました議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定について、決算審査特別委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成15年9月19日

鹿島市議会議長 小池幸照様

決算審査特別委員会

委員長 中島邦保

決算審査特別委員会審査報告書

平成15年9月17日の本会議において付託されました、議案第45号「平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定について」は、9月19日委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長の審査結果、経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長中島邦保君。

○決算審査特別委員長（中島邦保君）

それでは、決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月17日の本会議において、本委員会に付託されました議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定については、9月19日に委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、監査委員から決算審査の報告がありましたので、以下その概要を申し上げます。

本年度の給水戸数は、前年度に比べ実質52戸、0.57%増加し、また給水人口は前年度に比べ38人減少している。配水量は前年度に比べ6万4,370立方メートル、2.38%減少している。本年度の給水収益は前年度より14,230,725円、2.56%減少し、一方事業費は前年度より2.05%減少しているが、供給単価204円80銭が給水単価195円を上回っており、この結果、経営成績を示す経常損益計算では39,311,057円の経常利益となっている。そこで、審査結果の意見として、

1. 資本的収入においては、維持、投資的経費としての老朽配水管の布設がえ整備、新たな投資的経費としての第6次拡張事業及び新設道路に関連した配水管新設事業などから、引き続き実施されている。しかし、これらの投資補てん財源は企業債への依存が大きく、起業債償還金、あるいは施設整備に伴う減価償却費など今後においても、これらの義務的経費の負担増は避けられないものである。このため、事業推進に当たっては収益と費用の均衡を図ることを基本的課題としながら、中・長期的な展望に立つての水道事業の健全かつ計画的な運営が必要と考える。
2. 収益的収支では、現年度分水道料金の収入率98.19%と前年度を0.16ポイント下回っており、また過年度分と合わせた収入率は97.56%で、これは前年度比0.17ポイント減少しての決算となっている。この収入率の後退には、今日の長引く景気低迷状況も一つの原因としてあるものの、料金収入は健全な企業活動を継続するための最大の要素であることにかんがみ、今後とも収入率の向上にはさらなる手だてと努力を望むものである。
3. 本年度の経営状況を分析すれば、価格比較において供給単価が給水原価を上回った結果、経営成績の良否を判断する総資本利益率は0.58%、また経常収支比率は107.59%と前年度に比べそれぞれ低下はしているものの、最終決算で39,311,057円の純利益となっている。しかし、最近利用者の節水意識がますます強まり、また節水機器の普及、あるいは核家族

化の進行などにより、有収水量は年々減少の途をたどるものではないかと予想される。その結果、給水収益の大幅な増加は見込めず、経営環境はさらに厳しくなるものであろう。今後とも企業経営の健全な財政運営に向け、一層の見通しと計画性を望むものである。

以上、決算審査の概要と意見を述べられましたが、関係各位の英知と努力をもって、経営全般における経費の節減合理化を図るなど、効率的な企業経営を行い、経営の基本原則である企業の経済性の発揮と公共の福祉の増進に心がけ、施設整備の万全な維持管理をした安全でおいしい水の安定供給のために努められることを望む旨の報告がありました。

次に、委員会審査の過程における質疑の主なものについて、以下その概要を申し述べます。

1. 平成14年4月より水道法の改正によって、鹿島市の水道運営に関して何が変わったのかとの質問に対し、鉛対策で0.05ミリグラムリットルという基準が0.01ミリグラムリットルに厳しくなったとの答弁がありました。また、水質検査の結果についての問題点はないかとの質問に対して、定期検査、また全項目の水質検査については、飲料水の水質基準に適合しており、基準値オーバーはないとの答弁でした。

2番目に、市の水源地は12カ所あるが、水深はどのくらいかとの質問に対し、一番浅いところで西牟田の110メートル、一番深いところで浜の310メートルであると答弁がありました。

また3番目に、中木庭のトンネル水をくみに来る人が多くなっている。あの水は売られないのか、また1日の取水量はどのくらいかとの質問に対し、8月31日の読売新聞に載っていましたが、大体1日80トン程度湧水が出ている。土曜、日曜日には1日当たり車が400台、多いときには800人、最近では1,000人を超す日もあるそうです。これを概算して平均すると1日8トンぐらいの水をくまれている状況です。そこで能古見振興会に地元の活性化のために活用していく方法がないのか検討をしていただくようにとの答弁がありました。

4番目に、太良町の水道料金はどのくらいかとの質問に対し、基本料金は1月につき10キロリットルで1千円、超過料金は11キロリットルから30キロリットルまで、1キロリットルにつき130円、31キロリットルから50キロリットルまでが160円、50キロリットル以上が190円、3段階の超過料金となっている。鹿島市は、1キロリットルにつき25キロリットルまで200円、それ以上は240円となっているとの答弁がありました。

5番目に、未収金の状況はどのようになっているのかとの質問に対し、平成14年度の未収金は16,351千円で、前年度より2,300千円程度減少している、過年度の水道料金の未収金は平成14年度が約10,000千円、平成13年度以前が3,000千円となっている。滞納件数は14年度が900件、残り10年度から13年度が264件であるとの答弁がありました。

次に6番目に、第6次拡張でのダムの負担金はどのくらいになるのかの質問に対して、今年度が3億円、16年度が545,000千円、17年度が563,000千円、18年度が95,000千円というダム関連負担金、その6分の1は水道事業での負担金で実質的には合計250,000千円と答

弁がありました。

次に、余剰金で前年度繰越利益剰余金が48,000千円、そのうち当年度利益が39,000千円と残金は翌年に繰り越されると、減債基金と余剰金の振り分け方の率はどのようになっているのかの質問に対して、余剰金の処理につきましては、公営企業法では余剰金の20分の1を下らない金額を減債積立金に積み立て、将来的にはこれまでの投資に対する企業債償還金が年々増加するので、そのためにも企業債償還金の補てんのために減債基金を全額積み立てている状況ですとの答弁がありました。

最後に、施設の利用率は年々2ポイント程度ずつ下がっている。また、市水道需要も減る一方で、それによって長期計画が変わってくる。中・長期計画の見通しをどのようになさるようとしているのかの質問に対して、来年度からどう推移するか具体的に論議はしていないが、ダム事業の工期は当初計画より大幅におくれており、このまま計画どおりいくのか、また2番目に表流水からの取水がおくれると水道事業会計を圧迫するのではないかと心配される。その反面、余りにも先行投資をし過ぎるのも問題がある。それから第6次拡張事業が大き過ぎるのではないかと、市民の中には心配されている。この問題については、今後十分検討して、的確に対応をしていきますとの答弁がありました。

以上、本委員会に付託されました議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定については、質疑終結の後、討論を経て、採決の結果、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、決算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定に対し、反対の立場で討論をさせていただきます。

これまで、議会で何回も述べてきておりますが、水道事業と切り離せない事業に第6次拡張事業があります。これは水道の水を今は地下水を取水しているものをダム完成後はダムの水を水源とするという事業であります。年間配水量、また1日の平均配水量も減ってきています。給水人口の減、節水機器などがふえる今日、今後、水の需要の増は期待できないという状況が言われています。このような中、平成13年、14年、そして現在と第6次拡張事業についてはとりわけ先行投資はしないという現状であり、私はこのことを大きな前進と受けと

めているところであります。

市長は、今は大事な時期である、すぐには取りかからない、第6次拡張延長の道しかないとの考え方も一方では示されております。このような考え方にいささかの变化もないとまた言われてもいます。中木庭ダム19年度完成を目前にし、市民の皆さんの多くがこのまま水道水はおいしい地下水でと心から望んでおられることは言うまでもありません。がしかし、同時にとても心配しておられるということも事実であります。鹿島市の宝の水、おいしい水をこれからも私たちの水道水とすることが明言されることを実現する日が必ず来ることを信じ、そして一日も早い時期を期待し、私の反対討論といたします。

○議長（小池幸照君）

ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論終わります。

採決します。議案第45号 平成14年度鹿島市水道事業会計決算認定について委員長報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって議案第45号は提案のとおり認定されました。

日程第4 議案第50号～議案第55号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4 議案第50号 平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 平成14年度鹿島市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 平成14年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定についての6議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。収入役職務代理者森会計課長。

○収入役職務代理者会計課長（森 久幸君）

それでは、議案第50号から議案第55号まで、平成14年度鹿島市一般会計並びに鹿島市特別会計歳入歳出の決算につきましては、市長の方から概要の説明がっております。それに補足をいたします主要成果説明書、あるいは監査委員から提出をいただいております決算意見書での分析と資料がございますので、私の方からは歳入におきます不納欠損額、歳入未済額、それから歳出におきましては不用額について簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、初めに平成14年度鹿島市一般会計歳入歳出決算について説明をさせていただき

ます。

50ページをお願いします。

50ページは歳入の合計でございますが、平成14年度当初予算額11,777,506千円、補正予算額743,049千円、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額1,243,464千円、予算現額13,764,019千円、調定額14,184,945,331円、収入済額13,419,205,631円で、これを予算と対比しますと97.5%、収入済額の調定対比では94.6%ということでございます。それと不納欠損額が53,537,759円、収入未済額 712,201,941円でございます。まず、不納欠損額と収入未済額から申し上げたいと思いますが、恐れ入りますが21ページをお願いします。

市税の収入状況でございますが、この中の不納欠損額と収入未済額を申し上げます。

まず1項. 市民税、1目. 個人、1節. 現年課税分の収入未済額20,912,674円、件数で801件でございます。

2節. 滞納繰越分の不納欠損額は14,026,392円で、件数では 287件でございます。それから、収入未済額52,734,145円で、件数が 1,713件でございます。

次に、2目. 法人、1節. 現年課税分の収入未済額は 1,244,300円、件数で22件でございます。

2節. 滞納繰越分の不納欠損額は 124,900円で件数は3件でございます。また、収入未済額は 2,351,600円、件数は37件でございます。

それから、2項. 固定資産税について申し上げますと、1目. 固定資産税、1節. 現年課税分の収入未済額67,393,032円で、件数では 808件でございます。

2節. 滞納繰越分の不納欠損額は37,694,207円で、 232件でございます。それから、収入未済額は 261,606,329円で、 1,891件でございます。

次に、1項. 軽自動車税、1目. 軽自動車税、1節の現年課税分の収入未済額 2,417,400円で、件数は 422件でございます。

22ページをお願いします。

2節. 滞納繰越分の不納欠損額は 552,100円、件数では83件でございます。また、収入未済額は 2,888,400円、 574件でございます。

次、24ページをお願いします。

9款. 分担金及び負担金、1項. 分担金、3目. 災害復旧費分担金、1節. 農業用施設災害復旧費分担金の収入未済額 137,048円、1件分ですが、これは60年災害のときの収入未済額でございますが、多良岳パイロット事業との関係がありまして、いまだに未済のまま今日まで残っているという状況でございます。

次に、25ページをお願いします。

2項. 負担金、1目. 民生費負担金、4節. 児童福祉費負担金、これは保育所運営費保護者負担金の分でございますが、不納欠損額 1,125千円、件数は9件でございます。これを公

立、法人別に申し上げますと、法人分のみで9件となっております。それから、収入未済額10,078,220円で、件数は124件でございます。件数の内訳は公立で9件、法人で115件ということでございます。

次、2目。農林水産業費負担金、1節。農業費負担金ですが、これは国営多良岳開拓建設事業受益者負担金の過年度分ですが、19,576,683円の未収で、件数が32件分でございます。14年度で大体2,740千円ほど徴収できているという状況でございます。

それから、26ページですけど、10款。使用料及び手数料、1目。使用料、5目。土木使用料、1節。道路橋りょう使用料ですが、これの不納欠損額が15,160円、5件でございます。それと、収入未済額が437,060円で45件でございます。

次に、3節。住宅使用料の収入未済額は7,479,050円で、件数は31件でございます。

以上が歳入についての不納欠損額と収入未済額について申し上げます。

次に、歳出でございますが、6ページをお願いします。

予算額は歳入と同額でございますが、支出済額13,153,740,799円、それから翌年度繰越額287,953千円。この287,953千円につきましては明許繰越分の10事業を15年度に繰り越すということでございます。それから、不用額が322,325,201円ということでございます。

この不用額について簡単に説明いたしたいと思えます。4ページでございます。

2款1項。総務管理費20,130,259円の不用額でございますが、この総務管理費につきましては、ほかの課の補助事業予算の中から振り替えしたというのがございますし、この総務管理費の中には目が12ほどで構成されております関係で、これだけの不用額が出ているものでございます。

3款。民生費の不用額は28,776,869円でございますが、特にこの中で2項の高齢者福祉費14,849,050円、これにつきましては在宅介護支援センター委託料の実績による減が主なものでございます。

次に、4款。衛生費の不用額28,560,352円でございますが、87ページをお願いします。

この中で3目。老人保健費22,426,344円の不用額がありますが、これにつきましては支払基金、国・県負担金の減額に伴う繰出金の減が主なものでございます。

次に、6款。農林水産業費の不用額114,846,697円でございますが、97ページをお願いします。

その中で1項。農業費、5目。園芸振興費107,317,167円の不用額がありますが、これは主に農業生産総合対策事業補助金の減であります。

次に、5ページをお願いします。

8款。土木費の不用額21,009,501円ですが、この中では5項。都市計画費15,844,151円、この分につきましては、済みませんが122ページをお願いします。

1目。都市計画総務費、28節。繰出金ですが、これは公共下水道特別会計に繰り出されて

いますが、繰り出しの減は主に使用料の増や事業費確定の減により10,289,575円の不用額が生じたものです。

5ページをお願いします。

10款. 教育費で28,791,995円の不用額がありますが、主に小学校費と社会教育費で不用額を生じているものでございます。

次に、14款. 予備費で63,471千円の不用額でございます。

以上、合わせまして322,352,201円の不用額が出たということでございます。

7ページをお願いします。

平成14年度鹿島市公共下水道事業特別会計でございます。

予算現額1,358,592千円、調定額1,353,357,299円、収入済額1,253,414,891円、これを調定額と対比しますと92.6%ということでございます。それから、収入未済額99,942,408円、その中で特に1款. 分担金及び負担金、1項. 負担金の受益者負担金の未済額2,389,600円で、件数は28件でございます。それと2款1項. 使用料の公共下水道使用料852,808円、これは26件でございます。そのほか国庫補助、負債につきましては、翌年度に繰り越すための未収入特定財源でございます。

9ページをお願いいたします。

平成14年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計でございます。

ごらんとおり、収入残現額は15,223千円ですが、これは一般会計からの繰入金で、元利償還金の償還に充てるということでございます。

それと、歳出につきましては、支出済額15,209,845円でございますが、これは公債費が主な支出でございます。それで元金の現在高でございますが、14年度末で51,456千円でございます。これの最終償還は平成20年度で完了するものでございます。

12ページをお願いします。

平成14年度鹿島市国民健康保険特別会計でございます。

歳入合計で、予算現額2,881,626千円、調定額3,140,546,383円、これを予算対比しますと109%ということでございます。それから収入済額は2,796,874,930円、これを調定額と比較しますと89.1%でございます。それと、不納欠損額が56,623,070円、件数では323件でございます。それから、収入未済額287,048,383円、これを調定と比較しますと9.1%でございます。昨年度は9.2%でございました。収入未済額の件数は2,699件でございます。

14ページをお願いします。

歳出合計ですが、予算現額2,881,626千円、支出済額2,779,674,719円、執行率が96.5%でございます。不用額は101,951,281円でございます。不用額を予算額から見ますと3.5%ということでございます。この不用額ですけど、主に療養諸費及び共同事業拠出金の減と予備費の不用額という内容になっております。

それで、歳入歳出差引残高17,200,211円の剰余となっておりますが、同額を国保基金の方に積み立ていたしております。

15ページですが、平成14年度鹿島市老人保健特別会計でございますが、予算現額3,859,456千円、調定額 3,710,186,505円で予算対比が96.1%、収入済額が 3,710,186,505円でございます。

16ページをお願いします。

歳出合計の支出済額 3,758,452,486円、不用額 101,003,514円でございますが、この不用額につきましては支払基金、国・県負担金の負担割合の変更による減が主なものでございます。

それで、歳入歳出差引額では48,265,981円の赤字決算となっておりますが、この不足分については翌年度予算より繰り上げ充用をいたしております。

最後になりますが、17ページの平成14年度鹿島市給与管理特別会計でございますが、これはいつものとおり事務的にそれぞれの予算を一括して管理し、事務の合理化を図っているところでございます。内容は一般会計、公共下水道、国民健康保険、老人保健でございますが、退職金、あるいは議員報酬、臨時的な給与については除いています。

以上が一般会計と特別会計の概要でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

議案第50号から議案第55号までの6議案を一括して質疑に入ります。5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

5番の橋爪です。1点だけお伺いをしたいと思います。

97ページが一番上のところに、有害鳥獣（猪）被害防止対策事業負担金 1,507,250円ということ載っておりますけれども、この内容についてお伺いをいたします。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

平成14年度分の有害鳥獣の負担金ということで 1,507,250円ということですが、この内訳としては協議会の負担金が10千円ございます。それから、保護対策として電気牧さくの分を45セット 975千円、それから駆除用の弾薬の補助ということで45千円ございます。それから、それに伴います障害保険が 5,750円、それから箱わなを3台購入してまして、この分が46,500円、それから捕獲の奨励金として 425千円ということで、これは当初 100頭をめどにということで予算を上げておりましたけれども、14年度は 170頭の捕獲ができてまして、中途補正をいたしまして、トータルとして 1,507,250円ということになります。これは佐賀県

の補助がそれに倍額つくということと、もう一つ電気牧さくにつきましては受益者の負担金がございます。そういうことで、この内訳は以上でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

それではそれに関連をいたしまして、お伺いします。

私は一般質問で、この有害鳥獣につきましてはお伺いをしたわけですが、この前しておつて、きょうまたなぜしたかということでございます。そういうことで御認識をいただきたいと思いますが、実は最近、ミカンが9月20日から集荷が始まりまして、22日に初売りがあっておりますが、その集荷の前の17日の日に鹿島市全体的に目ならし会があったわけですが、そのときの話がもうイノシシの被害に遭った話ですね。それからまた、米も山間地では稲刈りがあっておりますが、かなり被害が出ているということでございます。

そしてまた、おとといの西日本新聞を見ますと、これはもう三面記事に載っておったわけですが、イノシシが大繁殖と、特に佐賀で被害急増と、これは地球温暖化なり生存率が高まっているのが原因ではなかろうかと、こう載っておりますが、これを読んでみますと、特に被害が県内で過去10年で最高と、417,000千円に上がったと、こういうことでございまして、今自衛のための講習会等も県ではあっているようでございますが、今、説明をここでいただきますと、電気牧さくが——これは追い払うだけでございますから自衛にしかならんわけですね。しかし、収穫直前になって被害に遭うと、やっぱり電気牧さくでも非常に効果があるわけでございます。

そういうことで、14年度は45セット実施をされておりますが、15年度の話をお聞きしますと50セットということになっているようでございます。しかし、今JAの方では16年度の電気牧さくの申し込みをされたわけでございますが、これも農林水産課の方に聞きますと、16年度も大体50セット申し込みをしたいと、この前答弁をしていただきました。しかし、実際はもう既に100セットぐらい申し込みが上がっていると、こういうことでございます。そうなりますと、半分の方は17年度に回らにゃいかんわけですね。せつかく自衛の計画をされておりますが、そういうことでございますので、今後そのほかの駆除については、猟友会等をお願いをされると思いますが、自衛策について一応50セット、県あたりにもっと要望をしていただく考えがあるのか、その辺のお考えをちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

中橋農林水産課長。

○農林水産課長（中橋孝司郎君）

お答えいたします。

先ほどの電気牧さくの件で、一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、先ほど申し

ましたセット数については15年度は50セットということで予算をつけております。これは協議会の中で、県の補助がついておりまして、3分の1が県の補助で、受益者が3分の1、市が3分の1という形ですので、これは県の枠がございまして、だから藤津鹿島の協議会に対する一つの枠という部分がございますけれども、担当課としては、一応申請は増額した形で予定をしていますが、なかなか枠がどうかというのは、ちょっと今のところ不明確でございます。

○議長（小池幸照君）

5番橋爪敏君。

○5番（橋爪 敏君）

増額はするということでございます。ぜひ増額の要望をしていただきたいと思います。しかし、県としても枠があるということでございますが、果たして幾ら枠が来るかこれはわからんわけで、100セット申し込みがあっているのに対して、あるいは要望に対してもし枠がなかった場合に、私はぜひ市で単独でもお願いをしたいというふうに考えておるわけでございます。農家から言わせれば、そうすることで特にイノシシから守る自衛策になるんじゃないかと思っておりますので、これは来年の予算ですから、これから審議をされるわけでございますので、その辺の市長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私も先日の新聞記事を読んでおりまして、随分ひどい状況になっているなという感を持っておりまして、例えば県の枠がない分について、その分を農協さんが持っていただけないでしょうかと、市の持ち分はまたそれによってふやすと、こういうものも相談しながら、できるだけということで対応をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

7番中村雄一郎です。総括的なことで3点ほど、そして細かいことが1点質問させていただきます。

まず第1点目は、中期財政計画の中で、経常収支比率が92.9%になったということで今回も監査委員さんからの指摘もあっており、それを中期財政計画と比較してみますと、財政計画上は平成15年度が92.5%でピークだというような形で説明をさせていただいておりますけれども、その92.5%をオーバーして14年度の決算が92.9%となったということで、決算見込みより1ポイント上がっております。経常収支比率に関しまして、ピークが平成15年度だというような説明で、ほかの公債費比率、あるいは起債制限比率等に関しましては、若干の変動は

ありますけれども、これは大体中期財政計画並みに推移をしているんじゃないかと思いますが、経常収支比率がこれよりぼんと上がった要因といいますか、その点に関してお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

藤田財政課長。

○財政課長（藤田洋一郎君）

経常収支比率の中期財政計画との上がった理由ということでございます。

基本的には中期財政計画での歳出の見通しといたしましては、ほぼ見通しどおりという財政課は分析をいたしております。ただ大きく違ってきましたのは、経常収入になります普通交付税が大幅に落ちたこと。それをほぼ国のお話では臨時財政対策債でカバーをすることでございましたが、そのあたりが合わせましても若干落ち込んでいったというところがあります。そういうところで、中期財政計画上の見通しとしましては、収入の落ち込みによって、こういう1%程度の増額になったということでございます。

ただ、その後、人事院勧告あたりでの歳出の削減あたりで、これは去年の中期財政自体も見込んでおりませんでしたら、約70,000千円程度歳出削減になっております。その分は、逆に国はまた再算定という形で臨時財政対策債を30,000千円程度カットいたしておりますけれども、そのあたりにつきましてはまた15年度には削減効果があらわれてくるというところで、何とか財政課といたしましては、15年度の中期財政計画につきましては今から策定を図っていくわけでございますけれども、何とか余り大幅なぶれはないところで修正ができるんじゃないだろうか。

それから、そのほかには小さいところでございますけれども、物件費、例えば庁舎の警備委託料、このあたりにつきまして業者委託あたりをやめまして、相当の削減効果を出すといった形での削減努力も行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

ありがとうございました。平成15年度は改善の見通しがあるというような御説明をいただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、いわゆる経常収支比率が上がってきますと硬直化していくという形で言われておりました、市長の演告の中で、今後の取り組み方として、不要不急の事務事業のカット、行財政の思い切った見直しなどで、財政の健全性を確保するために、一層の努力をしていきたいというような形で締めくくっておられますけれども、いわゆるこの進め方、むだを省いていくという事業のむだをどうやってチェックをしていくかということに関してお尋ねをした

と思いますが、実は昨年の決算委員会の際にも私は政策評価の問題に関して若干お尋ねをいたしました。政策評価方法に関しては、これは2002年の4月に国の方で施行されて、恐らくこの法律は国、あるいは県に対しての法律じゃないかと、市町村は直接的には関係がないんじゃないかと思いますが、まずその点をお尋ねしたいと思いますけれども、例えばダムの事業にしても、いろんな事業が進んでいる中でチェックが入っておりますが、これは政策評価法によって国、県からの監査法人的なものが来られて、事業の継続性、進捗度等々を評価をされているのがこれではないかと思いますが、まず政策評価法自体は市町村には全く関係がないのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えいたします。

現時点では市町村への政策評価法の導入というのか、それについてはそこまではまだ求められておりません。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

市町村に対しては、今言われたような形で求められていないというふうに、私も認識をしておりますが、この政策評価というのはいわゆる市長の政策に伴って事業計画を立てながら、いろいろな事業を進めていく中でのチェックのやり方ということで、それで御質問をしていきたいと思いますが、主要施策の成果の説明書というものが出ております。これを見ますと、それぞれこういう事業をやったというようなところで、すべてがとどまっているんじゃないかということで、いま一步、その事業のそれぞれの評価を各担当課でどのようにされているのか、そこまで掘り下げてすることが継続事業をチェックするに当たっては必要ではないかということで質問をしているわけです。

これ市長にお伺いいたしますけれども、いわゆる継続事業に関してのチェックのやり方、この辺はそれぞれの担当の部課長に対して、どのような形でやられているのか。具体的に言いますと、予算の作成の折にはそれぞれの担当課からいろんな事業が上がってきて、それに予算がついていくわけですが、そのチェックをやはりどこかの時点で、この事業でどれだけ成果が上がったのかとチェックがなされると、継続事業がいたずらに膨れ上がってくるという懸念があるんじゃないかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

お答えをいたします。

継続事業のチェックのあり方ということですが、行政の政策評価のほかには行政評価法というのがあります。これにつきましても、まだ市町村では完全には行われておりませんが、私どもといたしましては、毎年向こう3カ年間の実施計画のローリングを行います。したがって、その時点で従来から行っている事業の進捗度合いなり、それらについても十分各課とのヒアリングの中で検証をしながら、向こう3カ年間の事業の推進ということについてはチェックをしていくつもりでございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

3カ年間のローリングをやりながらやっつけというのを私も存じておりますが、大きい事業に関してはそれでチェックができるのかなということだと思います。

例えば、これはあくまで例えばで出しますけれども、市の中にいろんな委員会が設置をされておりますが、市民の皆さんから選出をされた委員の皆さんで構成をされておりますが、その委員構成がどうしても各団体の役職の中から出てこられるということもあって、偏るといような御指摘、これは過去どの議員さんかなさっておりますが、その中で法的な設置義務がない委員会というのものも、この決算書の中に幾つかあるようです。そのようなものに関して設置義務がないけれども、いたずらに前年度に踏襲しながら設置をしていくというような形のものがあります。具体的に言った方がいいですかね。

社会教育委員と公民館の運営審議会議員、これに関しては設置義務はもうないと聞いておりますけれども、これも毎年それ以降も上がっていると、実際、その委員会で何かなされているかということも私も過去その委員になったことがございますので、ほとんど同じようなことが検討されているということですね。これは一つの事例ですけれども、各課における細かいそのようなものがほかの課にもあるんじゃないかというように、少しその辺の洗い直しというものも必要ではないかということで質問をさせていただきました。所見があればお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

社会教育委員と公民館の運営審議会につきましても、平成11年の社会教育法の改正で必置義務からできる規定になっております。それで、内容につきましても、重なる部分と申しますか、そういったのがありまして、今回、初めて社会教育委員と公民館運営審議会の合同の会議というのを開催しております。これはほかの町ですけれども、兼務というところもあります。これにつきましては、今後の合併のそういったところもあわせて検討の課題とさせていただきます。

いただきたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

今の問題は一つの例として、私は決算書を見ながら思いついたから、取り上げましたけれども、これは考え方として、そのようなものがほかにも各課ではあるのではないかということでチェックをしていただきたいという、そのような趣旨で質問をさせていただきました。

もう一つは、かなりの基金が決算書の中に出ておりますけれども、基金の安全性ということで質問させていただきますが、商工共済の問題があつて、連日、そのドキュメント、それぞれの方の思ひが新聞にも載せられておりますけれども、ほとんどの方が安心をしていたと、商工共済自体を信用し切つていたということで、ペイオフ等の問題で銀行よりもそちらが安全だと思つて、わざわざ銀行を解約して預けたというようなことが報道をされておりますけれども、いわゆる市の基金に関しましても、それぞれの金融機関に預貯金をされていると思ひますが、基金の運用という言葉は使ひません。今は基金をいかに安全に守るかということが必要だと思ひますので、そのような意味で基金に関して、ペイオフ以降、まだ普通預金は対象になっていないと思ひますけれども、どのような形で預け入れをされているのかお尋ねをしたいと思ひます。

○議長（小池幸照君）

森会計課長。

○会計課長（森 久幸君）

お答えします。

現在の基金の預け入れですけど、平成14年の3月に公金の運用指針というのを作成いたしました、それに基づいて預け入れをしているわけですけど、現在、預け入れ先は佐賀銀行と佐賀西信用組合、普通預金の方で九州銀行とかあります。一応、目安としては自己資本比率、国際基準ですけど8%、これとか、あと各銀行の方から決算が終わりますとディスクロージャー誌というのが来ますので、その分を検討しながら運用しているという次第でございます。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

基金の安全性に関しましては、ディスクロージャー誌を参考にしながらやっているということでございますが、とにかく公の金を預かっているということでございますので、万全の体制で臨んでいただきたいということをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時59分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

なお、各議員にお願いをします。本案については特別委員会に付託が予定をされておりますので、本会議における質疑は大綱質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

それじゃ、議案質疑を続けます。7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

ただいま議長の方から大綱質疑にということでございますが、1点だけ、少し細かくなるかわかりませんが、質問させていただきます。

決算書でいいますと147ページの生涯学習センター管理費の中で、エイブルホール管理運営業務委託料1,735千円が上がっておりますが、この件に関連して御質問をしたいと思います。

エイブルがオープンしたのは平成13年度だったと思いますが、そのときには土曜、日曜の夜間の利用ができておりました。エイブルといいますか、生涯学習のキャッチフレーズとして、「いつでも、どこでも、だれでも」というようなキャッチフレーズが使われていたんじゃないかと思います。ところが平成13年の12月に、その施行規則が改正をされております。現在の鹿島生涯学習センター条例施行規則によりますと、開館時間は第7条に火曜日から金曜日まで、午前9時から午後10時まで、土曜、日曜及び祝日に関しては午前9時から午後5時までというふうに改定がなされておりますが、これは平成13年度に一部改正というように教育委員会の規則でなっているようではございますけれども、この件に関しましては過去の決算委員会、あるいは議案質疑の中でそれぞれの議員から何回か質問をされておりますけれども、その当時の説明によりますと、土曜、日曜、祭日の夜間の利用が平日に比較して少なかったということで改正をしたというような御答弁があったと思います。

そこで、まず第1点、お尋ねをいたしますけれども、この改正に当たって、それぞれ一般市民あるいは文化連盟などの関係団体、そのような利用者の声をお聞きになったのかどうか。そして、この改正をしたことによって、現在、市民からの苦情がないのかお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

それでは、エイブルの利用の規則の改正につきまして、文化連盟など利用者の声は聞いたのか、それから市民からの声、そういったものがなかったのかということですが、平成13年の4月から10月まででホールの開館日数というのが184日あります。その中で、土曜

日の夜17時以降のホールの稼働日数というのが4日であります。パーセントでいいますと184分の4ですので、2%ぐらいというふうな状況であります。この改正するに当たりましては、エイブルの運営の委員会というのがあります。この運営の委員会はメンバーが各種団体、例えば文化連盟、それから図書館協議会、それから女性の団体、老人クラブ、それから社会教育委員、それから学識経験者、市民の代表の皆さん、そういった方の集まりであります運営委員会に諮りました。そして、その後、教育委員会、それから庁議というふうに諮って、規則の改正をしております。

そして、市民の声ですけれども、苦情というのはないですが、あればいいなというふうな声は聞いたことはあります。必ずしもそのときは土曜の夜しなくていいということで、昼間とか平日の夜にしているということでもあります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

今、御答弁いただいた平成13年4月から10月まででホールの開館が184日、これは後で御答弁いただきたいと思いますが、昼間も含んだ数字なのか。夜間に関しては7カ月の間に夜間使用されたのが何日で、それで土曜日4回ということですので、それも昼間だったのか、夜間だったのか、夜間の比率をまず教えていただきたいと思います。

以前に私はホールの利用の仕方ということで、アマチュアの団体が利用する場合に平日になぜできないかということをお席で言ったことがありますけれども、年に1回、あるいは2回されることもあります。ほとんどの団体が年に1回ぐらい発表の機会を持たれると思いますが、平日では事前のリハーサルができないということをお席で言ったことがあると思います。事前にリハーサルをして本番に臨むという形をとられるのが普通の形ですが、土曜日ありますとそれがやりやすいというようなこともあって、土曜日の開催というものを要望しているわけですけれども。

武雄市の例を申しますと、武雄の文化会館の方にお問い合わせをしてみました。あそこは火曜日が休館日ですから、武雄の文化会館には大ホール、それから小ホール、あとミーティングホール、いろんな施設、会議室等もございますけれども、武雄市の場合は火曜日の休館日と、それから年末から年始にかけての4日間ぐらい、それ以外はすべての日、9時から10時まで全部オープンになしているというような考え方で、恐らくそれが一般的な施設の使い方だと思うんですね。利用者がゼロならば仕方ありませんけれども、ぜひ利用したいという要望があるのに関して使わせないというのはちょっと問題があるんじゃないかということと、それともう一つは、鹿島市、市長はよく交流人口を増加させにやいかんということで、いろんなイベントも引っ張ってきてほしいと言われますけれども、イベント等を開催す

るのは土曜、日曜日に開催をされて、なかなか5時ですばっと終わるわけにはいかないようなイベントもあります。夜にかけてやられるようなイベントもあるようです。実際に鹿島のエイブルでやりたいけれどもというある団体があって、5時までしか使えないということで、有明町でやむを得ず開催をされたというような団体もあるようですので、これは教育長がお答えになるのか、課長がお答えになるのかわかりませんが、延長する方向で検討をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

まず最初に、開館の日数ですけれども、これは月曜日を除いた日数になります。

それから、4日と言いましたのは、これはエイブルの土曜日の夜間だけの状況であります。

そして、延長する考えはないかということですが、当面は現状でいくことを考えておりますけれども、今後、エイブルの運営委員会とか教育委員会などで話をしていくことを考えたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

エイブルホールが開いた日が184日ですね。私が聞きたいのはホールが使われた日、夜間にホールが利用された日が何日あって、その中で土曜日にホールが4回使われたということでしょう。そうすると率が出てこないと思いますので、平日に比して土曜日が少なかったという見方は全体の184日間あけている中で4日しか使われなかったというんじゃなくて、ホールの稼動状況の中で、昼間は除いて、特に土曜日の夜間の希望がないのか、そこをお尋ねしたかったんです。

それと、この問題3回目ですので、一つ規則の中で教育委員会は前項の規定にかかわらず必要があると認めるときは変更することができるという項目が入っています。今回、文化祭は11月2日の土曜日に開催をされますので、これは市も共催ですか、主催ですか、そのような形ですから、そのような例がこれに当てはまるんだというふうに思いますけれども、その辺の市が主催のもの、あるいは共催のものならばいいとか、これ今後考えていくということでしたけれども、現状ではその解釈はどのようになさっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

開館から2年半経過をしたところですが、おおむね好評価を市民の皆様からいただいているというところでございます。開館時間につきましては、スタート当時は御承知のとおり精いっぱい門戸を開いて、受け皿を用意して対応をしてきたということです。なぜ見直しになったかといいますと、当初の申し合わせとしまして、施設の運用というものは、やはり動き出してからさまざまな問題というのが当然出てくるわけでありまして、活用の状況等を見ながら、より実態に沿う形で工夫改善をしていくということが申し合わせされております。したがって、利用の効率、あるいは需要の実績といいますか、こういったものからデータをもとにして見直しをさせてもらったというところであります。

どの曜日の時間帯につきましても、市民のニーズに100%こたえるというのは、万全を期すというのがもちろん望ましいことではありますが、その時点でのある程度のスリム化というものは、当初の経緯からごく自然といいますか、それに沿ったものであったというふうに私は理解をしております。現在ではすべてをシャットアウトしているわけではありませんが、以前に谷口議員さんからも御質問がっておりますが、ケース・バイ・ケースで、今御質問の趣旨に沿うような形でやっているところであります。

現行の規則になって約1年9カ月ぐらいたちます。現時点での新たな声とか、動きというものは当然私の耳にも幾つか入っておりますので、やはりそのあたりにつきましては一番新しい検証というのをきちんと行いながら、当座の課題というふうにして取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

平成13年度の4月から10月まで、17時以降のホールの利用状況ですけれども、38回です。そのうち、4回が土曜日の夜となります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

38回中4回、そういう説明であればわかります。184日中4日という、何か物すごく利用されていないような感じがしますが、今教育長の方から御答弁いただきましたが、過去にもケース・バイ・ケースという御答弁がされているんですね。このケース・バイ・ケースが非常に、そのときの担当の課長以下生涯学習課の方々もケース・バイ・ケースという文言をどのような解釈をするのか、過去にもいろいろいきさつがあったようですので、もう少し検証されて、この問題に関しては、私はここで質問しておりますので、ぜひホールに関

しては開館をしていただきたいというふうに思っておりますが、御検討いただきたいと思っております。

それから、もう一点は、エイブルホールの業務委託料が先ほど言いましたように 1,735千円上がっておりますけれども、これの委託内容。ここにはエイブルホール管理運営業務委託料という形で上がっておりますが、あと保守点検の委託料なんかは全く別の形で計上されておりますので、この業務委託料の 1,735千円の委託の内容と現在どこに委託をされているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

エイブルホールの業務の委託の内容と委託先ということですが、まず委託の内容について申し上げます。

3点あります。1点目がホールの照明、2点目がホールの音響、そして3点目が舞台の運営に関する事、この3点を委託しております。

委託先についてですが、これは個人の方2名に委託をしております。それ以外で職員もできるだけ一緒になってやっているところであります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

ホールの照明、音響、舞台運営に関して、個人の方2名に委託をしているということで、私はどこかの会社に委託をされているのかと思っておりましたが、それはそうじゃないですね。

よく耳にする話が、ホールの運営上、いわゆる係の方とのトラブル、あるいは生涯学習課とその係の方とのトラブルがあるように聞いておりますが、その辺は今どういう状況なのか簡単にお答えいただければ結構ですが、このエイブルホールは前迎教育長も最高の設備を導入するんだというようなお話をされておりました。あれだけの施設を使うには、それなりの専門的な技術を習得しなければ使えないんじゃないかと思っておりますけれども、現在の設備をフルに活用ができていますのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村博之君）

まず1点目が、何か問題が起きていないのかという点ですが、これは利用者と、それから生涯学習課、それから委託をしている受託者といいますかね、特に利用者と受託者が

事前に打ち合わせをしていただくようにしております。これは必ず打ち合わせをしないと当日は対応できないというふうなことがありますので、事前の打ち合わせを十分していただいているところです。これにつきましては、今後も密にさせていただくように持っていきたいと思っております。

それから、設備機能を十分果たしているかということですが、最新の設備が入っております。あそこの後ろの調整室には音響、照明、それから録音、録画、そういったもの、パソコンで入力してできるようになっておりますので、今の受託していただいている方は、その操作にはなれておられますので、宝の持ちぐされといいますかね、そういったことにならないようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

7番中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

最後ですが、素晴らしい設備を入れていただいているということで、ただ私たちが今エイブルに行って、見たり聞いたりしているのは、過去の市民会館でやられるような普通の照明、あるいは普通の……。音響は確かにいいですね。音響がいいのは認めますけれども、照明とかあと運営のやり方に関しては最新の設備と、なかなかこれはすごいとか、そういうものはまだ目にしたことがございませんので、今委託をされている方に一生懸命勉強していただいて、新しい設備ということだから、そこには当然勉強もされなきゃいけないと思いますが、勉強していただいてフルに活用していただくことを要望したいと思います。

それと、先ほど申しましたような形で、土曜、日曜の開館に関しましても再検討をぜひお願いしたいということで質問を終わります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。私は決算委員に入っておりますので、具体的な質問は取りやめますが、あと審議をする過程での参考にしたいと思いますので、資料などをお願いしたいと思います。一つは常に私が申し上げてきたのが、公園その他の清掃管理の問題です。

今回の議案審議の折にも、公園その他の清掃管理の件で意見を申し上げましたが、そういう中でなかなかどこかに1カ所を委託してやるとかなんとかいうのはできないというような、そういうことだったと思います。ただ、私は今回の決算書を見ておりますと、いろんなところに委託料として、清掃委託料だとかトイレの清掃委託料だとかいうのが、それぞれのところでたくさん出てきています。それで、ひとつお願いをしたいのは、トイレを含めて清掃に関してのすべて委託について、どういうところに委託をされているのか、そして例えば清掃

にしますと、トイレにすると1カ月何回とかいろいろあると思いますが、その辺の基準がどういう形で委託料が出されているのか、それに関する資料をすべて出していただきたいということが一つです。

それから、もう一点。委託料の問題ですが、いろんな形の委託料が出されておりますが、委託をしている事業が取り組まれておりますが、そういうそれぞれの委託について、項目を言った方がいいんでしょうかね。たくさんありますが、先ほど中村議員の方からも委託について、どこにどういうふうになされているかというお尋ねがありましたが、ここに今回出されております委託について、小っちゃな分についてはいいですが、主な分についてどういふところに出されて、どういふ形で事業がなされているのか、そして、成果としてどういふ成果が出たかということ、この点についての資料をお出しいただきたいということです。

それから、もう一点です。補助金の問題ですね。

補助金についてはいろんな問題がありますが、今回の一般質問の中でも橋川議員が障害者団体に対する補助金の問題に関連して御意見も出されておりますが、私も補助金については特に許せない不公平な同和事業に対する補助金についての意見をその都度申し上げてきておりますが、今回お願いをしたいのは、いろんなところに団体補助が出されていると思います。例えば商工団体とか農業団体もありますが、それと福祉団体、いろいろありますが、補助金が出されている分について、何を基準にどれだけ出されているかということ、そして、それぞれ出されているところのどういふ事業がこの14年度にされてきたのかということについての資料をすべて出していただきたいと思います。

さらに同和事業に関してですが、これは決算のたびにお願いをしておりますが、同和事業に関連する分、これは福祉、教育、いろいろ出てくるとは思います、すべての分についてどれだけのお金がどういふ形で出されているかということについての資料を出していただきたいと思いますが、出していただけますでしょうか。私は決算委員ですので、きょうは細かく申しませんが、その辺についていかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をします。

午後1時29分 休憩

午後1時34分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

20番議員の質問に対する答弁をお願いします。唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、清掃の委託料、それから補助金、これの基準と額、それから同和に対する補助とい

うことで3点あったかと思えます。

これにつきましては、まず考えられるのが今おっしゃった部分だけでもかなりの量になることが想定をされます。それで、この部分の概要につきましては決算書の適用の欄、説明の欄、それと主要成果の説明書、ここにも記載をしております。それと、もう少しポイントで絞っていただけるならば御要望の資料の提出請求できるかと思えますが、全体的にとりますと、先ほど申し上げましたように、かなりの量がございますので、そのままではちょっと資料そのものがないかと思えますので、もう少しポイントを絞っていただくことができないかどうか、これをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいまのに関して御意見申し上げます前にお尋ねしますが、出す出さないは別として、その分について、私が申し上げたことについてはすべてそちらに資料はそろっていますか。そういう内容の私が今お尋ねした分についての結果の資料、お金が出されているわけで、あってしかりだと思えますがね。それはあるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

資料としてはすべてございます。ただ、御要望の項目については、それを拾い出してすべてを記載し直さんといかんという手間を申し上げております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

決算委員会が大体予定されているのが11月ですね。それまでに出してもらえばいいわけですが、確かに膨大な資料になるとわかります。特に要点的にあとお願いをしていきたいと思えますが、ただ私が清掃に関して、すべてと申し上げましたのは、何年来、清掃の問題取り上げているんですよ。それが解決をしないと。あるときは、この前も言いましたが、部制になればそれが解決できるだろうというようなことまでおっしゃったんですが、それができない。今回、ずっと見ますとね、除草委託18千円とかいうような金額も出ているところもあるわけですよ。特に私は中心の公園である旭ヶ岡公園だとか、蟻尾山公園だとかいろいろありますがね、そういう本当に鹿島市の顔となるべきところに全く手がつけられないというような、今々言ったことじゃないのがなかなかできない中に、いろんなところにありますので、ほかのところでは特定のところでされていて、できないというのがどうも納得いきませんので、私は清掃に関してはすべて出していきたいと、このことを申し上げておりますが、

ほかのについては今後、私の方から要点的にこれとこれは確実に出して下さいというようなことをお願いをしていきたいと思いますが、そういう形で対応していただけますか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

清掃の件につきまして、出す出さないをお答えする前に、考え方をひとつ述べさせていただきたいと思います。この清掃につきましては、財政課の方で分析をするときは維持補修というようなことで分析をいたしております。確かにおっしゃいますように、7市と比べましても鹿島市の方はここにお金をかけておりません。これは数字的にもはっきり出ております。ただし、その部分については……。その前に、この維持補修の考え方ですけれども、市長の予算の編成方針の中ではこの維持補修については生命に危険があるもの、それからけがをしたりするようなもの、これについては優先的に予算を編成するように、予算の示達の段階で申し上げております。そこで、この維持補修のことについて、ここが鹿島の方が低いとさっき申し上げましたが、このお金は基本的にはあと投資事業とか、それから福祉の充実、ここで削らせていただいている部分、これについてはよその分野に充当しているということを御理解をいただきたいと、まず思います。

この清掃についての部分ですけれども、この清掃だけということであるならば、これは可能であるかと思えます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

理屈はどうでもいいわけですよ。決算資料に現実に出てきているわけですからね。だから、その結果を出して下さいと言っているわけですから。方針は方針としてあると思いますが、じゃあ、その方針どおりになっているのかどうかと、そういうところがあると思うんですよ。清掃に関しても、そういうことがありますので、私は申し上げているんですよ。市町によって、確かに何に重点を置くかというそこそこの方針はあるでしょう。それにしても、私はめくって見ただけでも、こがんところには出ておって何でああいうとができないかな、こういうとができないかなという分があります。しかし、これはただ単にどここの除草幾らと書いてあるだけで、どういうことかというのとはわかりませんからね。例えば先ほど生命に危険があるとか何とかおっしゃいましたがね。ですから、一応そういう形でどういうふうにしてされているのかというのが私は知りたいです。そこからいかないとなかなか解決できません。同じことをしょっちゅう言いたくありませんが、それに関してお願いしたいと思います。

また、補助金、委託料については、後で具体的に私がメモで出したいと思いますので、そ

れについてはすべての資料をお願いしたいと思います。いいでしょうか。これで最後にしますが、よろこびますでしょうか。

○議長（小池幸照君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

その清掃の部分については、先ほどお約束を申し上げたとおりでございますが、補助金の分、これが今から話をされるということですので、話の内容を検討させていただきまして、出す出さないをこちらの方でも考えさせていただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

確認をしますが、先ほどすべて出せないというのは、量が多過ぎるから出せないと理解していいんですか。こちらに内容的に出すことができないということですか。今ちょっと何か今の御答弁の中で私はどうかと。こっちは数が余計ということでしたので、こちらからこれこれということをお願いをしますがいいですかということで申し上げますが。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

資料を出せないということはありません。これは原則として申し上げておきます。ただ、少ない人数でいろんな仕事をしておりますので、できるだけ効率性ということも考えていただいて、そして、今からこれこれについて具体的にどうかという話をされるということですので、その話の中で判断をさせていただきたいということでもあります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

了解はしますがね、たとえ時間がかかったって、本来は資料として出さんといかんのですよ。そうだと思いますよ。本当に決算の審議を十分に尽くすならば、やはり議員から請求を受けた分はすべてを出すというのが当然のことだと思います。今回はそういう形で、後ほど私がこれはというものについては提出をしますのでお願いします。

終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

13番井手でございます。簡単な質問を数点させていただきます。

まず初めにですけれども、主要施策成果説明書の42ページですけれども、中欄の方に「EMじゃぶじゃぶ作戦」事業補助金ということで1,095千円上げていただいております。この事業は昨年度からやったですかね、本格的に取り組まれたと思うんですけど、この効果が出るのはちょっと短時間では難しいというようなことをございました。1年たったわけですけれども、どこかの河川か下水道かわかりませんが、何か効果があったような気配があるのかをお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

どこか効果があったのかというお尋ねでございますが、今私どもの方では、毎回6,000リットルぐらいのEM液をつくっておって、市民の方に御提供をしておるわけでございます。その中で、各地区においていろいろな水路とかに流して利用していただいてもおります。特に効果というのは、今のところはっきりしたものは報告をいただいておりますけれども、それらしき傾向が出ているところもあるようでございます。それと、水質についても今、旭ヶ岡公園と鹿島高校前、それから横田堤の3カ所でEMだんごを投入しておりますけれども、一応水質試験は投入前に1回いたしております。その後についても検査をして、そういった水質の面でもあらわれるかどうかは、はっきりと確信はいたしてございませんけれども、してみたいと考えております。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

私たち、前の環境特別委員会で広島県の秋津町、あそこにちょっと視察に行ったわけですよ。そしたら、ああいうふうなヘドロ的な水路が完全にもとの真水と申しますか、なっていたところを視察したわけなんです。本当にそうだったろうかというようなことでいろいろ説明を受けたわけなんですけれども、やはり本市としては何年ぐらいでああいうふうな形になるような予定をされているのか、それと秋津町さん、先進地ですか、そこらあたりについての何年ぐらいでこういうふうな形になったというふうな調査等調べておられたら、今お願いしたいと思うんですけど。

○議長（小池幸照君）

藤家環境下水道課長。

○環境下水道課長（藤家敏昭君）

年数についてのお尋ねでございますけど、EMの効果についてはかなり長い時間をかけないと成果がなかなか見えてこないというようなことを言われております。他市の状況ということでございますが、やっぱり先進地あたりを見てみますと、かなり以前から取り組みをさ

れて、かなりの年数を続けてきておられるというようなことで、はっきり何年ごろに効果が出るというのは投入量等の問題もございますので、なかなか確実な数字を言えるところではございません。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

私の家でも使っておりますが、確かにトイレも水洗便所ですけど若干においがしていたんですね。使いますと全然においがしないようになる。それから炊事場とか、それから生ごみ、こういうところでかなり効果があります。ただ、河川とか池とかしておりますが、河川の場合は常時水が流れておりますので、そういうことでEM液も流されて効果がないのか。私は、当初は使用前使用後のアフター・ビフォーで写真に撮って、これはころっとわかるというぐらいに思っておりましたが、なかなかそこまではまだなれません。したがって、柳川市なんかは10,000千円とか20,000千円とかいうオーダーで予算をつけて本格的にやっておられるようですが、私たちの鹿島の場合はそういう効果がだれが見ても若干わかるようになるまで試行的にやっていると。試行的には、やっぱり自分たちで実験をして、はっきりした、例えば議会の皆さんも納得すると、例えば10,000千円、20,000千円予算をつけることについても、こんくらいつけてよかたいえと皆さんが納得できるような形が少し出てこない、本格的なことというのはできないと思いますので、今試行的にこれくらいの金額でやっていると、いうふうに御理解を賜りたいと思います。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

私のところの部落でも、古賀内でちょっと水路があるわけですよ。それで、毎月の第1日曜日7時から河川の清掃をもう10年近くぐらいですかね、溝掃除をやってきております。それで私、その視察に行ったわけですよ。事を話して、こういうふうな市の方でも取り組みをされましたというようなことで、部落の方でもそれを取り上げまして、市の担当課の方から一応説明しておられて、EM菌の調合法とかなんとかを指導していただいたわけですが、うちの方はもうやっておりますけれども、なかなか主婦の方が主なんですけれども、やはり勤めとかなんとかあられる関係上、ちょっと面倒がられるといいますか、そのようなことで公民館でちょっと婦人会の方たちに、そういうふうな講習をされてEM菌の配付をされたとですけど、ちょっとやぐらしかけんが、あんたのところにくるっけんとかなんとかというような感じですよ。そういう話もあったそうでございます。

だから今後は、EM菌を使って、何回か環境整備をしていかれる。やはり行政の方からしつこく、それと調合法とかなんとか、まだはっきりわかんしゃらん人がちょっと多かごたっ

とですよ。だから本当にEM菌のよさということをどんどん市報でも流していただいて、浄化作戦に努めていただきたいと要望しておきます。

次に移ります。

決算書の59ページですけれども、地方バス路線運行対策補助金というようなことで、14,599千円、その下に廃止路線代替バス運行費補助金というようなことで19,121千円、この違いといいますか、路線運行対策費というのはどういうものか、ちょっと具体的にお示し願いたいと思います。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

現在、バス事業に対する補助については3種類ございます。一つが先ほど申されました廃止路線代替バス運行費補助、これは県が2分の1、市が2分の1の補助でございます。いわゆる市内の路線の中で運営上、どうしても赤字が出ると、だから民間ではどうしても維持できないという、そういうところを廃止したいというところに対して、うちから、あるいは県から補助をいただいて運行させているところでございます。これが廃止路線代替運行費補助でございます。

それから、地方バス路線運行対策費でございますが、これは県2分の1、市2分の1の補助でございます。これはもう一つ、いわゆる国庫補助の路線があるわけですね。その国庫路線の補助にならないところ、何というんですか、結局国の補助基準とかありまして、こういうところは国が補助しますよという基準があるわけです。例えば、国庫補助で行政機関との関係という形で、複数市町村における路線であって、広域行政圏の中心都市等へアクセスすることとか、これはこの補助対象があるわけですね。一方、それ以外のちょっと国庫を外れたところ、複数市町村にまたがる路線であっても、広域行政の中心都市へのアクセスの要件を設けないと、いわゆる国庫補助から外れたところを県単独で補助しようというものがもう一つあるわけですね。それが地方バス路線運行対策費補助であるわけです。それから、もう一つが全く市も県も国も補助できないところ、これが生活路線維持国庫補助対象外の補助金という形で、これが単独で助成をしている事業ですね。この三つがバス路線関係の補助にございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

大体わかったようなわからんようなことですけど、運行路線というのは区間ということで

すので、主要都市ということは、例えば佐賀線というか、そういうような形ということで理解してよろしいですね。

それから、廃止路線ですけれども、これが昨年度の決算では 180,103千円というようなことで、ちょっと約 1,000千円ばかり上がっておるとですよね。これで質問なんですけど、廃止路線がふえたのか、そして今廃止路線という、こういうふうな対象路線はどれくらいあるとですかね。これをお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

お答えをいたします。

現在、廃止路線代替バス運行費補助で補助をしている路線は、全部で8路線ございます。そのうち市内が7路線で、もう一つは塩田町の上久間線というのがあります。それが1路線あって、全部で8路線ということですね。具体的に申しますと、市内は新籠線と大野線、それから山浦線、広平線、矢答線、奥山線、能古見線、それからもう一つが先ほど言いました上久間線、以上の路線でございます。（「1,000千円の……金額のふえとつとは」と呼ぶ者あり）

この金額がふえているのは、補助対象要件といたしまして、補助単価掛ける実車の走行キロとなるわけですね。実際、毎日毎日動いていきますので、そこはそういった形での、特に何というんですか、路線等は昨年と全く同じなんですけれども、そういった運送の距離とか、そういった形で検討してまいります。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

はい、わかりました。

次に移りますけれども、78ページですけれども、中ほどに国有財産一時使用料というようなことで 984,364円となっております。ここの国有財産はどこを利用されたのかをお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。

○保険健康課長（平尾弘義君）

お答えいたします。

国有財産の使用料の件ですけど、これはもとの食糧事務所跡地をシルバー人材センターに借した、その分でございます。（発言する者あり）

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

なぜこういう質問したかといいますと、昨年度は 490,831円で、ちょっと倍ばかりなっておったけんですよね。以前はどこだったのか。課長の説明は、今回がこの食糧事務所の跡じゃないかと思えますけれど、そのような認識でよろしいですかね。（発言する者あり）もとはどこだったんでしょう。

○議長（小池幸照君）

平尾保険健康課長。（「福社会館やろ」と呼ぶ者あり）

○保険健康課長（平尾弘義君）

失礼しました。食糧事務所の跡地ですけど、契約が途中からだったと思っております。そういう期間的なことで条件があったと思います。

○議長（小池幸照君）

もとはどこだったのかと。

○保険健康課長（平尾弘義君）続

もともと食糧事務所。ですから、食糧事務所の跡地を途中から正式契約したということです。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

はい、わかりました。

次に、82ページの4目ですけれども、母子福祉費の節の20. 扶助費の件ですけれども、この児童扶養手当ですか、これについてお尋ねいたします。

御説明では、平成14年の8月から国から移譲されたというようなことで取り上げられておるわけでございますけれども、そこでお尋ねなんですけど、平成15年度の当初予算では120,000千円計上していただいております。先日、補正で22,000千円の増額されておりますけれども、これは子供が誕生されてから就学時までというようなことで、第1子、2子が5千円ずつというようなことで、第3子が10千円というようなことで聞いておりますけれども、これに対しての、児童数は主要説明書の33ページですか、受給者数は274名というようなことで、ここに掲げていただいておりますけれども、大体第3子の方がどれくらいいらっしゃるかということをお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

議員申されましたのは、一番初め決算書の方では児童扶養手当の方というふうに申されたと思いますが、内容的にはたしか児童手当ではないかというふうに考えます。それで、成果報告の中では32ページと33ページということで、33ページの一番下が児童扶養手当、これが先ほど申されましたように、今年の8月から市が事業主体ということになったわけですが、事業者がこのような状況です。これにつきましては、現在、児童扶養手当というのは母子家庭に対する手当でございます。

それと先ほど申されましたが、ここでは子供3人目というのは、今資料としてありませんが、先ほど内容的には児童手当のことではないかというふうに思います。それが成果報告の32ページですね。ここで先ほど申されましたように第1子、第2子が月々5千円、それで第3子から以降は10千円ということになります。人数はここに書いてありますが、今さっとなかなか計算ができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

これは、やはり少子化対策というようなことで、もっと産んでくださいというような形で国の方から補助金が出ているんじゃないかと思えますけれども、もっと産んでもらおうでは、子育てに金かかっけんがというようなこともちょっと聞きますけれども、やはり3子ですよね。平均では大体1.何人しか持ちよんしゃらんとぼってんが、もっと持ってらおうでは、少し鹿島市独自でも3子、あるいは4子に対して増額といいますか、余り大してそぎゃん持ちんしゃらんと思うぼってんが、一つの方策として3子か4子に対しては、特別にまた出すというような、今後お考えはないかをお尋ねいたします。

○議長（小池幸照君）

峰松福祉事務所長。

○福祉事務所長（峰松光夫君）

お答えいたします。

少子化につきましては、議員申されたとおりでございます。いわゆる合計特殊出生率といましようか、これの2001が1.33だったのが、去年が1.32というようなことでまた下がったという状況であります。今後、少子化の対策ということにつきましては、一般質問の中でもお答えをしておりましたが、これから子育ての支援の仕方などについてのニーズ調査を行います。そして、どのようなニーズがあるのか、一般質問の中でも強い要望も承っておりますので、その後にきちんとした行動計画というのが策定されるということになります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

ひとつよろしく願いをいたしておきます。

最後の質問になりますけれども、決算書の134ページ、小学校費の委託料のところちょっとお尋ねをいたします。

134ページの上から五、六行目になりますかね、ジュウタンクリーニング業務事業、それとジュウタン布設校ダニ生息調査業務委託料、それからジュウタン床消毒業務委託料とあります。これ見よったら、何でクリーニングに出しんしゃったとかにゃあと。そいばってんが、ここにダニのわかんごとクリーニング出しんしゃったとか、それとも消毒して学童に薬害の当たっけんが消毒ばしんしゃったとか、そこらあたりがちょっとすつきりせんですよ。これは、じゅうたんにはダニがわくということは大体ほとんど皆さん知っておんしゃっと思うとばってんが、去年は項目に載っておりません。何年置きにしよんしゃっとか、ここに布設校のダニ生息調査というようなことで、調査してから消毒しんしゃ、これもおかしかですよね。やっぱり調査をせんで、やっぱり事前に消毒をするのが本筋じゃなかかにはと私は思うわけですよ。学校の学童がダニに食われんしゃらんごとというような感じと思うわけですよ。何かここんたいの私すつきりせんやったけん、ちょっときょうは取り上げてみよっんですけど、大体何年置きぐらいに計画されているのか。それで、何年か薬効のあるけんがしとんしゃらんとか私はそういうふうな感じでおるとですけど、その薬品の効果という、それはどれくらい、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

お答えいたします。

じゅうたんを付設している学校でございます。北鹿島小学校、音成分校、明倫小学校、浜小学校の4校がじゅうたんを付設いたしております。

じゅうたんの生息調査でございます。じゅうたんの生息調査につきましては、2年に1度ということで調査をいたしております。

それで、消毒でございますけど、消毒につきましても、生息調査の結果、出たら当然行っわけですけど、消毒の委託につきましても2年に1度ということで委託で実施をいたしておるところでございます。クリーニングにつきましても、場所をかえながら2年に1度という感じでクリーニングの委託をいたしておるところでございます。

以上でございます。

訂正をいたします。じゅうたんのダニの生息調査をいたすところでございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

はい、わかりました。

私がちょっとひっかかっておるとは、やはり2年に1度消毒ばしんしゃつとやっぎ、このダニ生息調査はしんしゃらんでもよかとやなかかにかあと思うとですけどね。もう2年に一遍しんしゃつとやっぎ、ダニが発生しとろうがしとらんやろうが、やっぱりこれは当然しんしゃらんばいかんとやっけん、私これはもう要らんとやなかかにかあということですけど、いかがでしょう。

○議長（小池幸照君）

北村教育次長。

○教育次長（北村和博君）

この事業の実施につきましては、子供たちの健康管理ということで、そこに配慮しながら対処していているところでございます。

○議長（小池幸照君）

13番井手常道君。

○13番（井手常道君）

はい。ぜひ、そのようにしてください。

2年に1度ということですよ。やはり気候によっては薬がどれくらい効くかわかりませんけれども、これは1年に一遍ですよ。そういうふうな検討されてはいかがだと思いますけれども。

以上で終わります。

○議長（小池幸照君）

ほかにありませんか。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

1点だけお尋ねをいたします。

昨年の決算を見ましても、かつて農林公社構想を数年かけて検討されてきたと思いますが、予算上、計上も執行もされていないということになっておりますが、この扱いはどういうふうにされておるのか。これは過去、市長の特命のような形でその研究がされてきて、この場で農政問題を問われたときには、かなりの部分が農林公社構想の中に盛り込まれるというような答弁でこられてきておった経過があると思うんですね。その構想の扱いがどういうふうに今されておるのか。この点について、1点だけお尋ねをいたします。

○議長（小池幸照君）

山口産業部長。

○産業部長（山口賢治君）

お答えをいたします。

農地公社等の件につきましては、当初は農地を主体とした公社の研究ということで進んでおりましたが、途中におきまして総括的な農業振興公社と、そういう状況に変わっていったと思います。ただ、その中で中山間地の直接支払事業とか、総合整備事業とか、そういう絡みが出てまいりましたので、しばらく情勢を見ながら対処をしていく、そういう方向に転換をしていっておりますので、現在は静観をしている状況でございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

それぞれの個別の施策については、農林公社構想というのは今言われたように、土地の関係の施策、あるいは中山間地のまさに農業、林業に対する個別の施策などもそこに盛り込んで、公社として事を進めていきたいという基本的な考えがあったというふうに思いますが、ただいまの部長の答弁によれば、静観だということ、あの構想そのものは生きているというふうにとらえておっていいんでしょうか。最近、ほとんど議論の対象にもなっていませんので、今後の扱いについてお尋ねをいたしておきます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

鹿島市政の主要な総括的な御質問ですので、お答えします。

これは非常に大事なことでありまして、たしか2年か3年かけて集中的に、これ検討をいたさせました。そして、その中で農林公社を設立するという前提のもとには立っておりませんでした。農林公社を設立させてしていかどうかという検討であったというふうに私は理解しております。そして、その結果、先ほど部長がお答えしましたことにまたあわせまして、今のやり方、今の想定ではどうしても経営的に成り立っていかないと、そういうものもございまして、今すぐ設立という結論には至っていないということでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

検討の結果、凍結といった方がいいのか、執行を見合わせておるといふことの実実は今承知をいたしましたけど、議論なり調査、あるいは研究、最終的には時の参事を中心に取まとめまでは事務的にもういっておると思うんですけど、できるかどうかの検討のために調査をやったという位置づけではなくて、設立を前提として果たしてどうかと、そして市長も時の参事にお話を聞く、この場でも質問したことがありますけど、市としてどれだけの財政リスクがあるのか、その兼ね合いもあるということで市長の腹決めというのですかね、そういう

ものを待っているというところまでいっておったということですので、できるかどうかという議論よりも、できる前提として財政がそこまで背伸びができないということで、今静観ということになったのではないかという、私はそういうふうな整理をいたしておるわけですよ。

それで、これ以上踏み込めば、また一般質問の場でする必要になってきますが、各種の農林業の施策というのは、今それぞれの施策に基づいて、先ほどのイノシシ対策まで含めて議論をすれば、既に執行をされておるわけでありまして、農林公社構想は土地の流動化というのですか、土地活用と、それだけに限定をすれば、これは赤字が出てくるというのは当然だと思うんですね。先例的な公社というところは、例えば広島県の千代田、これは町ですけど、一定の林道とか農道とか、土木公共事業、公共工事として単独で発注をしている事業なんかについて、公社の方に委託をして原材料支給等、中間的な仕事ですかね、そういうふうなやり方で経営が十分成り立っておるというようなことなどもあるわけであって、もしそれが私は先般の委員会の初勉強会のときにそれは一応消滅したような説明を部長がされたから、この場で改めて確認をいたしておるわけですが、消滅ということであれば、議会にそれだけ付してこられたわけですので、議会にちゃんとした正式な場所でその旨は伝えられるべきものであって、そういう事実がないわけですので、ただいまの市長の答弁の方が正しいのではないかというふうに理解をいたしておりますが、なお、検討をされて生きているものであれば、どう生かすのかという点でさらに検討を深めて、中期計画等にも盛り込まれるように、御要望を申し上げておきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

結論的には当時の参事と私が話し合いまして、ただいま答弁したような結論を出したというふうに私は記憶をしております。ただこれは、私の記憶でございますので、もう一遍ひもといってみて、そのあたりの確認をさせていただいて、そして谷口議員は決算委員会のメンバーですかね。（「違う」と呼ぶ者あり）そしたら、これはどの場で申し上げればよろしいでしょうかね。確認をまずいたします。（「もし、その基本方針が変えられたということであれば、全員協議会なりで正式に表明をされるべき」と呼ぶ者あり）ちょっと今、部長と確認しましたら、議会には報告しとったと思うばってんというようなことを言っておりますので、そのあたりちょっと確認をしてみます。わかりました。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。

ただいま審議中の議案第50号から議案第55号までの決算認定関係6議案については、委員会条例第6条の規定により、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって議案第50号から議案第55号までの決算認定関係6議案については、10名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに一括付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり10名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり10名を選任することに決しました。

決算審査特別委員会委員名簿

（平成14年度一般・特別会計）

徳村博紀・伊東茂
福井正・水頭喜弘
山口瑞枝・橋川宏彰
森田峰敏・寺山富子
谷川清太・松尾征子

日程第5 閉会中継続調査申出

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 閉会中継続調査申出の審議に入ります。

鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり総務委員長、文教厚生委

員長及び産業建設委員長から議長あてに閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。総務委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって総務委員長、文教厚生委員長及び産業建設委員長から申し出の調査中の件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、中西裕司君外20名から意見書第6号 佐賀商工共済協同組合破綻による被害者の救済を求める意見書（案）が提出されましたので、この際、これを本日の日程に追加し、直ちに議題に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって意見書第6号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。意見書第6号は、会議規則第36条第2項の規定により提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって意見書第6号は提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 意見書第6号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第6. 意見書第6号 佐賀商工共済協同組合破綻による被害者の救済を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。21番中西裕司君。

○21番（中西裕司君）

それでは、御提案を申し上げます。

意見書第6号

佐賀商工共済協同組合破綻による被害者の救済を求める意見書（案）

我が国の経済状況は雇用不安や消費低迷等不安定で混沌としている。

そういう中で佐賀商工共済協同組合（以下「組合」という。）が去る平成15年8月27日佐賀地裁に自己破産を申し立て、同地裁は破産を宣告した。負債総額は58億 1,276万円で、被害組合員は 5,977人に及ぶと言われる。破綻の原因は資産運用の失敗で約33億円の債務超過に陥り事業継続が困難となり、また有価証券の架空計上等粉飾決算を少なくとも12年前から行われ常態化していたことが明らかになっている。

鹿島市内においても中小零細事業者、高齢者、一般市民等がその被害に遭い、負債額で2億 6,422万円に達し、204人が被害組合員と考えられ、その被害は拡大することも予想される。

被害者の大部分は事業資金、家族や自分の生活資金、子供の進学資金等に活用するため、掛金を積立し、積立金を「貸付」という形で組合に預け入れている。組合の破綻により、一挙に生活の基盤をなくし、事業継続の困難に直面し、生活設計の崩壊を招き、将来の不安は増し、深刻な状態になっている。特に中小零細事業者の経営に及ぼす影響はその取引先にも波及し、地域経済活動に重大な支障をきたす。

佐賀県におかれましては、監督責任者として早期に事件の調査研究を行い、被害者救済について万全の施策を講じられるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成15年9月26日

鹿 島 市 議 会

佐賀県知事 古 川 康 様

以上、意見書を提出する。

平成15年9月26日

提 出 者

鹿島市議会議員	中 西 裕 司	鹿島市議会議員	徳 村 博 紀
鹿島市議会議員	伊 東 茂	鹿島市議会議員	福 井 正
鹿島市議会議員	水 頭 喜 弘	鹿島市議会議員	橋 爪 敏
鹿島市議会議員	山 口 瑞 枝	鹿島市議会議員	中 村 雄一郎
鹿島市議会議員	橋 川 宏 彰	鹿島市議会議員	森 田 峰 敏
鹿島市議会議員	北 原 慎 也	鹿島市議会議員	寺 山 富 子
鹿島市議会議員	岩 吉 泰 彦	鹿島市議会議員	井 手 常 道
鹿島市議会議員	青 木 幸 平	鹿島市議会議員	中 村 清
鹿島市議会議員	谷 口 良 隆	鹿島市議会議員	中 島 邦 保
鹿島市議会議員	吉 田 正 明	鹿島市議会議員	谷 川 清 太

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

暫時休憩をいたします。

午後 2 時 40 分 休憩

午後 3 時 4 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第 6 号 佐賀商工共済協同組合破綻による被害者の救済を求める意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって意見書第 6 号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって今期定例会は本日をもって閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 5 分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池 幸 照

会議録署名議員 7番 中 村 雄一郎

同 上 8番 橋 川 宏 彰

同 上 9番 森 田 峰 敏